

令和 5 年度 第 1 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 1 6 日

担当部・課：市民生活部市民課〔内線 2 3 1 2〕

① 件 名
戸籍法の一部改正に伴う手数料の見直し等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍証明書等の広域交付が可能となるほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令において、新たに開始される戸籍・除籍電子証明書の手数料に関する規定が追加された。</p> <p>【目的】</p> <p>戸籍法等の一部改正に伴い、石巻市手数料条例の一部を改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（令和 5 年政令第 1 6 6 号） 石巻市手数料条例（平成 1 7 年条例第 6 5 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年 5 月 戸籍法の一部を改正する法律の公布（令和 6 年 3 月 1 日施行） 令和 5 年 1 2 月 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布（令和 6 年 3 月 1 日施行） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の公布（令和 6 年 3 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>（1）本籍地以外での戸籍等の取得（広域交付）が可能となることによる根拠規定の追加。 （2）行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから、所要の改正を行う。</p> <p>【新設手数料】</p> <p>1. 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件につき 4 0 0 円 2. 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件につき 7 0 0 円</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>戸籍謄本等の広域交付や電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とすることで市民サービスが向上し、国及び本市で目指すデジタル社会形成整備の一環が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>全国の自治体においても同様の改正を行う。</p>

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和6年1月	石巻市手数料条例の一部改正について専決処分 (施行予定年月日：令和6年3月1日)
2月	市議会第1回定例会に報告し、承認を求める
⑨ その他	